

# 審決取消訴訟の訴訟手続きガイド

2018年9月1日改正

特許法院

## I. 目的

特許・実用新案・商標・デザインなどに関する審決取消訴訟事件(法院組織法第62条の2による「国際事件」を含む)における弁論と審理についての基本的な事項を定めることで、当事者に訴訟手続に対する予測可能性を与え、これをもとに迅速かつ効率的で、専門化された弁論と審理手続を進行し、公正な裁判が行われるようにする。

## II. 訴状の提出と書面の攻防

### 1. 原告の訴状提出

イ. 原告は、訴状において以下の事項を具体的に記載しなければならない。

- ①特許審判院における審判手続きの経緯
- ②審決の要旨(審判段階における当事者の主張及びそれに関する特許審判院の判断)
- ③審決理由のうち認める部分と認めない部分
- ④審決を取り消さなければならない事由に関する全ての主張
- ⑤関連事件(同一の特許権などに関する審判、訴訟が継続中の事件、以下同様)の表示
- ⑥証拠申請の計画などを初め、訴訟進行の全般に関する意見

ロ. 原告は、上記の①乃至⑥に対応する証拠及びその立証趣旨を記載した証拠説明書を提出しなければならない。特に、以下のような基本的書証と訴訟委任状、法人登記簿謄本又は法人国籍証明書(当事者が外国法人である場合)、審決文送達証明願などの必須添付書類の提出漏れがないよう注意しなければならない。

- ①拒絶決定事件：審決文、出願書、意見提出通知書、補正書、意見書、拒絶決定書
- ②登録無効事件：審決文、登録原簿、登録公報、先行発明(先行考案、先登録商標、先使用商標、先行デザイン)に関する証拠

③権利範囲確認事件：審決文、登録原簿、登録公報、確認対象発明(確認対象考案、 確認対象商標、確認対象デザインなど)の説明書及び図面

ハ. 訴状にイ項の訴状記載事項が記されていない場合、又はロ項の基本的書証若しくは必須添付書類の提出漏れがある場合、裁判長又は裁判長の命を受けた法院事務官などは、原告に対してこれを補完する準備書面又は基本的書証、必須添付書類の提出を命じる[添付1]の補正命令を行う。原告は補正命令の受領後、3週以内に補正命令の内容に従い準備書面、証拠又は書類などを提出しなければならない。

## 2. 被告の答弁書提出など

イ. 被告は、原告から具体的な請求原因が記載された訴状又は準備書面の送達を受けてから3週以内に[添付2]の準備命令に従い、以下の事項が盛り込まれた答弁書と共に答弁書で引用している証拠及び証拠説明書を提出しなければならない。

- ①原告の請求趣旨に対する答弁
- ②原告の主張のうち認める部分と認めない部分
- ③原告の主張のうち、認めない部分に対する具体的な反論
- ④その他審決の結論を維持する上で必要な事由に関する主張
- ⑤関連事件の表示
- ⑥原告が提出した書証に対する認否
- ⑦証拠申請の計画などを初め、訴訟進行の全般に関する意見

ロ. 裁判長は被告の答弁書提出後、訴状及び答弁書並びに当事者により提出された証拠などを総合的に検討した結果、追加の書面攻防が必要であると認められる場合、原告に対して具体的な反論、証拠の追加提出などを命じる[添付3]の準備命令を行う。原告は準備命令の受領後、3週以内に準備書面、証拠又は書類などを提出しなければならない。

## 3. 国際事件

イ. 法院組織法第62条の2に基づき、外国語による弁論を申請する当事者は[添付4]の外国語による弁論申請書を提出する(現在、国際事件で許容される外国語は英語である)。

ロ. 前項の申請書が受け付けられた場合、法院は相手方の当事者に申請書の部分と共に[添

付5]の意見書の様式を送達する。相手方の当事者はそれを受け取った2週間以内に外国語弁論申請に同意するか否かを記載した意見書を提出する。

ハ. 外国語弁論申請及び同意は原則として第1回弁論期日前に行わなければならない。国際事件

## III. 事件の分類及び弁論の準備

### 1. 事件の分類

イ. 裁判長は、当事者間の書面攻防が完了されれば、直ちに弁論期日を指定する事件、手続きに関する協議又は弁論準備期日の指定が必要な事件などに分類する。

ロ. 国際事件

① 法院組織法第62条の2、第1項による知識財産権などに関する事件のうち、当事者が外国人の事件、主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件、その他、これに準ずる国際的関連性がある事件について、当事者が同意し、裁判を著しく遅延させない場合、法院は当事者が法廷で外国語で弁論することを許可することができる。

② 法院は全ての当事者が外国語弁論申請及び同意を撤回したり、外国語による弁論により裁判の進行に著しく支障を与えるとみられる場合、外国語弁論許可を取り消すことができ、その許可取消は既に進行された裁判に影響を及ぼさない。当事者は外国語弁論申請の撤回又は同意の撤回を行う場合、[添付6]の撤回書を提出する。

### 2. 弁論期日を指定する事件の弁論準備

直ちに弁論期日を指定する事件について、裁判長は忠実な審理に向けて原告及び被告に対し、[添付7]の要約争点整理書面の提出を命じる弁論準備命令を行うことができる。また、裁判長は当事者の書面攻防の結果を踏まえて主張及び証拠の提出期限、専門家証人など時間を要する証拠の申請期限などを定めた[添付8]の弁論準備命令を行うことができる。

### 3. 手続きのについての協議が必要な事件-事件管理に向けたウェブ会議

イ. 裁判長は、当事者の意見を聞き、両当事者とビデオ・音声の送受信により同時に通話ができる方法により、手続きの進行に関する事項を協議することができる(以下、「事

件管理ウェブ会議」という)。裁判長は、受託裁判官を指定して上記の手続きを担当させることができる。

ロ. 事件管理ウェブ会議の開催が決まった事件については、原告と被告にウェブ会議の開催事実を通知し、それに関する[添付9]の準備命令を行うことができる。

ハ. 事件管理ウェブ会議においては以下のような事項などについて協議することができる。

- ① 弁論期日の回数及び日付、各期日別の進行事項
- ② 主張及び証拠の提出期限(総合準備書面の提出期限、専門家陳述書の提出期限、準備書面の提出回数及び分量を含む)
- ③ 検証・鑑定や専門家証人など時間を要する証拠方法の申請有無及び期限
- ④ 専門審理委員の指定有無
- ⑤ 当事者による技術説明会議の実施有無
- ⑥ 請求項の解釈に関する審理を先行して進行するか否かの判断
- ⑦ 訂正審判又は訂正請求がある場合の進行方策
- ⑧ 無効、権利範囲の確認、侵害訴訟など、関連事件が継続している場合、併行審理を進行するか否かの判断
- ⑨ 争点の確認及び整理

ニ. 事件管理ウェブ会議で協議された内容については[添付10]の手続きに関する準備命令を行うことができる。

ホ. 前項の準備命令において事件の全般又は特定争点に対して総合準備書面の提出を命じた場合、原告は事件管理ウェブ会議後、3週(又は準備命令において定めた期限)以内に、被告は原告の総合準備書面が提出された日から3週(又は準備命令において定めた期限)以内にそれぞれ総合準備書面を提出しなければならない。

ヘ. 準備命令において定めた主張及び証拠の提出・申請期限の後、主張を追加・変更 [例えば、新規性・進歩性に関する主張の根拠となる最も直近の先行発明(以下、「主な先行発明とする」)を変更したり、先行発明やその結合関係を追加・変更する場合など] したり、追加・変更された主張に関する証拠を提出・申請するためには、正当な事由により上記の期間内に提出・申請できなかったことを疎明しなければならない。その

ような事由が疎明されなかった場合、法院は当該の主張、証拠申請を民事訴訟法第149条により却下することができる。

#### 4. 弁論準備期日の指定が必要な事件

- イ. 主張及び証拠の整理若しくは技術説明会の開催に必要な場合、弁論準備期日を設け、当事者を出席させることができる。裁判長は受託裁判官を指定し、上記の手続きを担当させることができる。
- ロ. 弁論準備期日が終結した後に主張を追加・変更したり、新しい証拠を申請するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものでないことを疎明しなければならない。そのような事由が疎明されなかった場合、法院は当該の主張、証拠申請を民事訴訟法第149条により却下することができる。

## IV. 弁論期日

### 1. 弁論期日の運営

- イ. 原告、被告の順でそれぞれ20分以内の範囲で口頭にて弁論する。数人の訴訟代理人が選任された場合であっても、上記の時間内に弁論しなければならない。ただし、具体的な弁論時間は、裁判長が必要であると判断した場合に変更できる。
  - ロ. 口頭弁論のための弁論資料などは、弁論期日の2勤務日前までに提出しなければならない。
  - ハ. 当事者は必要な場合、事件と関連のある製品(登録特許・登録デザイン、先行特許、確認対象発明・確認対象デザインの実施品など)を持参し、裁判長の許可のもと、その製品に関する説明又は試演を行うことができる。
- 二. 国際事件の当事者は法廷で許可された外国語で弁論することができる。裁判長は国際事件訴訟の指揮に韓国語を使用する。法院は国際事件の弁論期日に裁判部の発言と弁論に参加する人の発言を通訳に原則として同時通訳で通訳させる。

### 2. 弁論期日において争点別集中審理を行う場合

- イ. 法院は、複数の請求が併合しているか、複数の争点を有しているため、請求別・争点

別の集中審理の必要性が認められる場合、当事者と協議して弁論期日を争点別に運営することができる。

- ロ. とりわけ、当事者間で請求項などの解釈について争いが存在し、それによりその他争点に対する主張や証拠関係が異なる場合があるため、請求項の解釈に関する審理が先行されるべき事件の場合、裁判長は当事者と協議して請求項の解釈に関する弁論を他争点に先立って進めることができる。この時、当事者は争いの対象になる請求項などについて、訂正審判、訂正請求などが進められている場合、その進行状況を裁判部に知らせなければならず、その後、訂正審判、訂正請求などが予定されている場合は訂正審判、訂正請求などに関する計画及び意見を具体的に示さなければならない。

### 3. 侵害訴訟との併行審理など

- イ. 同じ当事者間の同じ特許権などに関する侵害訴訟と審決取消訴訟が同じ裁判部で継続されており、その必要性が認められる場合、原則として両事件を併行して審理する。
- ロ. 侵害訴訟と審決取消訴訟において関連する主張を整理する必要があるなどの場合は、弁論準備手続きを併行して行うことができる。
- ハ. ①知的財産権の登録番号が一致する関連事件は、原則として同じ裁判部に割り当てられるが、②当事者が同じで、出願された知的財産権又は登録された知的財産権の内容が同一・類似の関連事件が、異なる裁判部に割り当てられた場合、再割当手続きを通じて同じ裁判部に割り当てることがある(具体的な手続きは「特許法院の事件配当に関する内規」に従う)。当事者は関連事件が異なる裁判部に割り当てられたり、継続している場合、その事情を裁判部に知らせなければならない。

## V. 証拠の申請及び調査など

### 1. 証拠の申請及び採否

- イ. 書証を提出する、又は証人、事実照会、文書認証謄本の送付嘱託、文書提出命令、検証及び鑑定などを申請する場合には、その証拠方法により立証したい内容を具体的に示す必要がある。

- ロ. 裁判長は証拠調査手続きの協議に必要とされる場合、事件を弁論準備手続きに回付することができる。裁判長は当事者の意見を聴取し、テレビ会議の方法により手続きの協議を行うことができる。

## 2. 検証及び鑑定

- イ. 裁判部は必要性が認められる場合、当事者の申請又は職権により検証及び鑑定の手続きを進めることができる。また、当事者間において、技術的な事項に関する争いがある場合、それについての鑑定を行うことができる。
- ロ. 裁判部は、検証及び鑑定の採否、検証及び鑑定事項と方式の決定、鑑定進行のために確定しなければならない前提事実及びこれに必要な資料の提供方案、鑑定人・検証人の選定などの証拠調査手続きを協議するために必要とされる場合、弁論準備手続きを進めることができる。この場合、上記の事項について協議するために当事者の意見を聞き、事件管理ウェブ会議を設けることができるほか、必要とされる場合、それに関する[添付11]の準備命令を行うことができる。
- ハ. 裁判部は正当な理由があると認められる場合、決定により検証及び鑑定の目的物の提出を命じることができる。

## 3. 専門家証人

- イ. 専門家証人を申請するときには、証人の専門性と客観性が確認できる[添付10]の専門家証人の基本事項確認書を添付しなければならない。専門家証人が採択されれば、専門家証人の証言が含まれた証人陳述書と証人尋問事項を提出しなければならない。
  - ロ. 専門家証人に対する証人尋問のために必要な事項(専門家証人陳述書及び証人尋問事項の提出期限、証人尋問時間の制限、専門家証人の証言の信ぴょう性を弾劾する主張及び証拠の提出期限など)の準備のために[添付13]の弁論準備命令を行うことができる。
  - ハ. 主尋問は、専門家証人の証人陳述書の範囲内で行わなければならない。主尋問において提示又は引用する全ての資料は、証人尋問期日前に証拠として提出される必要がある。
- 二. 専門家証人が外国人である場合、当事者は各主尋問と反対尋問のために通訳と同行することができる(ただし、国際事件で専門家証人が許可された外国語で証言する場合、

当事者は通訳を同行する必要がない)。通訳を同行する場合、円滑な通訳のために当事者は事前に通訳に技術的内容などに関する資料を提供することができる。通訳が同行できない場合は、証人尋問期日の4週間までに裁判部にこの事情を知らせ、通訳指定申請をしなければならない。

- ホ. 必要とされる場合、法律の許容範囲内で専門家証人をビデオなど中継装置によるビデオリングの方式により尋問することができる。

#### 4. 専門審理委員

- イ. 裁判部は必要性が認められる場合、当事者の意見を聴取して1人又は数人の専門審理委員を指定することができる。
- ロ. 専門審理委員による事件の把握などに必要とされる場合、弁論準備期日を設けることができる。専門審理委員は、期日に裁判長の許可を得て当事者などに直接質問することができる。当事者は専門審理委員の質問について追加答弁の必要がある場合、裁判長が定めた期限までに書面にて意見を提出しなければならない。

## VI. 書類の作成及び書証の提出

### 1. 準備書面

- イ. 一般的な作成方法
  - ①フォントの大きさは12pt、行間は250%にする。
  - ②準備書面の分量は民事訴訟規則により原則として30ページを超えられない。ただし、やむを得ず分量を超える場合や2つ以上に分けて準備書面を提出しなければならない場合、その事由を記載した手続協議申請書を提出し、この場合、法院は分量を超える準備書面の提出などを許可することができる。
  - ③主張を裏付ける証拠が提出された場合、当該部分に証拠番号を表示する。
  - ④技術用語については、注釈によりその用語の定義を記載し、出所を明示する。
  - ⑤要約争点整理書面には、[添付7]の別紙のとおり原告の審決取消事由の要旨、争いのない事項、争点整理表、証拠説明、追加提出証拠、書証に対する認否、釈明事項、訴訟進行に対する意見などを簡潔に記載する。

- ⑥総合準備書面には、冒頭に全ての立論、反論と主な証拠(先行発明を含む)の内容を要約して記載する。
- ⑦総合準備書面を除く残りの準備書面には既に主張した内容を繰り返し記載せず、同じ内容が記載された既提出の準備書面の該当部分を引用しなければならない。
- ⑧国際事件の場合、外国語弁論の許可を受けた当事者は許可された外国語で作成した準備書面を提出することができる。また、国際事件の両当事者は裁判長の命令に応じて総合準備書面を提出しなければならない。

ロ. 留意事項

- ①対象の特許・実用新案・商標・デザインの権利関係に変動が生じた場合、変動の内訳と最終権利者を記載する。
- ②拒絶決定に対する審決取消訴訟の場合、被告は特許庁審査官の意見提出通知、拒絶決定、特許審判院の意見提出通知、審決に示された拒絶理由などをまとめて記載し、訴訟で争う拒絶理由がそのうちどれなのかを明示する。
- ③特許・実用新案の請求範囲など、明細書の記載内容が補正又は訂正請求、訂正審決などにより変更された場合、その変更の内訳を変更前と変更後に区分して記載し、判断の基準となる時点の請求範囲など明細書の記載内容を明示する。
- ④請求範囲の解釈に関する審理が先行される必要がある場合、その理由を明かし、解釈が必要な文言、該当文言に関する明細書の記載内容、当事者が主張する請求範囲の文言の解釈内容及び具体的な根拠を提示する。
- ⑤先行発明の構成を具体的に特定し、特許発明と各先行発明の対応する構成に備えた構成対比表を提出する。周知慣用技術もその対比対象になる部分を特定する。
- ⑥先行発明の結合により進歩性が否定されるという主張をする場合、主な先行発明を選定し、先行発明間の具体的な結合関係及び結合が容易である理由を明示する。

(例示)先行発明1乃至3により進歩性が否定される。(X)

主な先行発明である先行発明1において、先行発明2の○○○○構成を付加  
(又は先行発明1の構成2を先行発明2の○○○○構成に代替)すれば、特許発明が導出され、…に照らしてみると、そのような結合に対する教示、示唆、動機などがあり、通常の技術者がそのような結合を容易に考えることができるため、特許発明の進歩性が否定される。(○)

- ⑦通常の技術者が法律要件の判断の基準になる場合(例：進歩性、均等範囲、自由実施技術など)、通常の技術者の技術水準(学歴、資格、従事分野及び期間など)を具体的に記載する。
- ⑧明細書の記載不備の主張は、まず、その主張の趣旨による適用条項を明示し、それについての根拠を提示する方式で記載する。

## 2. 証拠説明書

- イ. 各証拠とその証明趣旨を簡略に記載する。
- ロ. 審判の段階で提出した先行発明のうち、審決取消訴訟においてもそのまま提出するものと提出しないものを区分して記載する(先行発明の順番に関しては下記の3.のイ.項を参照)。
- ハ. 先行発明に関する証拠を提出する場合、先行発明として提出するものか、周知慣用技術の証拠として提出するものかを明確にする。一件の文献に複数の発明が含まれている場合、そのうち、どのようなものを先行発明として主張しているのかを明確にする。

## 3. 書証など

- イ. 先行発明(考案)の場合、「比較対象発明(考案)」という用語に代わって「先行発明(考案)」という用語を使用する。一方、審決取消訴訟において、新しく先行発明を提出する場合、混同を避けるために審判の段階で提出した先行発明の番号に次いで先行発明を番号を付ける(例：審判段階で先行発明1、2、3が提出されたが、審決取消訴訟で先行発明1は同じく提出して、先行発明2、3は提出せず新たな先行発明を提出する場合、これらに対して、先行発明4以下の番号を付ける)。
- ロ. 当事者が審査及び審判の段階において提示した資料であっても、訴訟手続きにおいて証拠として提出されない限り、判断資料にすることはできないため、審査及び審判の手続きにおいて提出された資料のうち、必要な資料はいずれも証拠として提出する。ただし、相手方が既に提出した資料と同一の資料を重複提出する必要はなく、これを援用することが望ましい。特に以下の各書類は、訴訟の手続きにおいても重要な判断資料になり得るため、提出漏れがないよう注意する必要がある。  
(例示)審決文、出願書及び最初明細書、意見提出通知書、補正書及び意見書、再審査請求書、拒絶決定書、訂正請求書、確認対象発明の説明書及び図面、確認対象発明の補正書、先行技術文献など
- ハ. 外国語で書かれた書証は翻訳文を添付しなければならない。特に、外国語の先行技術文献については、抜粋翻訳文ではなく、全文翻訳文を添付し、機械翻訳(自動翻訳)のものを提

出してはならない。立証趣旨と関連のある部分はアンダーラインなどの方法で強調して表記する。

- 二. 国際事件で許可された外国語で作成された文書には翻訳文を添付しなくてもよい。ただし、法院が訴訟手続きの円滑な進行のために著しく必要だと判断し、翻訳文の提出を命じた場合は、前項と同様の方式で提出しなければならない。当事者は許可された外国語でない言語で作成された文書については韓国語又は許可された外国語翻訳文を添付しなければならない。
- ホ. 書証名は、文書の題目がある場合にはその題目を表示し、題目がない場合には文書の内容を要約して記載する[例：「〇〇会社の商品カタログ(2006. 1. 2. 発行)」]。先行発明として提出する証拠は書証名にこれを明示する。[例：「(先行発明1)登録特許公報第0012345号」]
- ヘ. 1件の書証には1件の証拠のみ含まれる[例：商標事件で数件のブログ投稿文はそれぞれ個別の書証として提出しなければならない。ただし、関連のある内容である場合、枝番号で表示する(甲第2号証の1、甲第2号証の2など)]。
- ト. 特許・実用新案などの技術的内容やデザインの具体的な形象を理解する上で役に立つ実施製品又は模型、画像、動画の資料などがある場合、これを証拠として提出する。商標・デザインの事件の場合、原本がカラーである書証はカラーの状態で提出する。(終)

[添付 1]

特許法院  
第〇部  
補正命令

事件 2018ホ〇〇〇〇 登録無効(特)  
[原告株式会社〇〇〇/被告〇〇〇]  
原告の訴訟代理人 弁護士〇〇〇、弁理士〇〇〇(貴下)

原告の訴訟代理人は、本命令を受けた日から21日以内に訴状に盛り込むべき具体的な記載事項が記載された準備書面を提出し、審決文送達証明願、原告の法人国籍証明書、被告の法人登記簿謄本を参考資料として提出して下さい。

2018. 〇. 〇.

法院事務官〇〇〇

◇留意事項◇

- ※同命令に応じない場合、民事訴訟法第254条第2項に基づいて訴状が却下される可能性があります。
- ※同事件について提出する書面には、事件番号(2016ホ〇〇〇〇)を記載して下さい。
- ※特許法院では「特許法院審決取消訴訟の訴訟手続きガイド」を定めています。具体的な内容はホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)をご参照下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、**準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません**。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI.書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V.証拠の申請」及び「VI.書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。
- ※特に、具体的な請求原因が記載された準備書面には、上記の審理マニュアルの「II. 1.

イ項 の訴状に記載すべき事項が含まれなければならない、ロ項の基本的書証と必須添付書類の提出 が必要となります。準備書面の作成及び証拠の申請は、民事訴訟規則及び上記のマニュアルで定めている提出書類の作成方法及び証拠の申請方法に従って下さい。

[添付 2]

特許法院  
第○部  
準備命令(答弁)

事件 2018ホ○○○○ 登録無効(特)  
[原告株式会社○○○/被告○○○]

被告は、2018. ○. ○.までに下記の事項が盛り込まれた答弁書と証拠などを提出して下さい。

記

1. 被控訴人は、次の事項を盛り込む答弁書を提出して下さい。
  - ①原告の請求趣旨に対する答弁
  - ②原告の主張のうち認める部分と認めない部分
  - ③原告の主張のうち、認めない部分に対する具体的な反論
  - ④その他審決の結論を維持する上で必要な事由に関する主張
  - ⑤関連事件の表示
2. 以上の1項の内容に対応する証拠方法及び証拠申請の計画(書証、証人、事実照会、文書認証謄本の送付嘱託申請、検証及び鑑定など。ただし、書証は相手方が提出したものと重複されないようにする。証人、事実照会、文書認証謄本の送付嘱託を申請する場合には、その証拠方法により立証したい内容を具体化すること)
3. 原告が提出した書証に対する認否書の提出(真正に成立することが認められない書証のみ表示すること)
4. 外国語で書かれてある証拠資料に対する翻訳文の提出(機械翻訳のものを提出してはならない。特に先行発明など主な証拠については、抜粋翻訳文ではなく全文翻訳文を添付

し、その立証趣旨に関する部分はアンダーラインなどの方法により強調して表示すること、ただし、国際裁判の場合、許可された外国語で作成された書類には翻訳文を添付しなくてもよい)

2018. ○. ○.

裁判長 判事

◇留意事項◇

同事件について

- ①本裁判部は、当事者の期日出席の回数を減らす一方で、忠実な弁論が行われるよう集中審理を実施します。この場合、特別な事情がない限り弁論期日は1回に限定されます。
  - ②従って、当事者双方は、主張と証拠を裁判部が指定した期日まで一括して提出しなければなりません。もし、この期日を守らず訴訟を遅延させるものと認められた際には、それ以上主張と証拠が提出できないなどの不利益を被るおそれがあります。ご留意下さい。
  - ③弁論期日又は弁論準備期日の変更申請は、事案が複雑・難解であるため弁論準備や証拠収集に時間がかかるなど、特別な事情がある場合でなければお控え下さい。やむを得ず、期日変更申請をする場合は、その事由を明確に記載し、できるだけ相手方と協議した希望期日を表示して下さい。
- ※特許法院では「特許法院審決取消訴訟の訴訟手続きガイド」を定めています。具体的な内容はホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)をご参照下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、答弁書の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。答弁書は上記の審理マニュアルの「VI.書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V.証拠の申請」及び「VI.書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

[添付 3]

特許法院  
第〇部  
準備命令

事件 2018ホ〇〇〇〇 登録無効(特)

[原告株式会社〇〇〇/被告〇〇〇]

原告の訴訟代理人 弁護士〇〇〇、弁理士〇〇〇(貴下)許可申出の外国語<sup>1)</sup> :

原告の訴訟代理人は、2018. 〇. 〇〇. までに下記のチェック事項が盛り込まれた準備書面と証拠を提出して下さい。

記

- 被告の答弁書に対する具体的な反論の内容
- 被告が提出した書証に対する認否書の提出(ただし、真正に成立したことが認められない書証のみを表示すること)
- 原告が追加で提出又は申請する証拠とその立証趣旨(書証、証人、事実照会、文書認証謄本の送付嘱託の申請など。ただし、書証は相手方が提出したものと重複されないようにし、証人、事実照会、文書認証謄本の送付嘱託、検証及び鑑定などを申請する場合には、その証拠方法により立証したい内容を具体化すること)
- 外国語で書かれてある証拠資料に対する翻訳文の提出(機械翻訳のものを提出してはならない。特に先行発明など主な証拠については、抜粋翻訳文ではなく全文翻訳文を添付し、その立証趣旨に関する部分はアンダーラインなどの方法により強調して表示すること、ただし、国際裁判の場合、許可された外国語で作成された書類には翻訳文を添付し

---

1) 現在許可される外国語は英語に限ります。

なくてもよい)

2018. ○. ○.

裁判長 判事

◇留意事項◇

同事件について

- ①本裁判部は、当事者の期日出席の回数を減らす一方で、忠実な弁論が行われるよう集中審理を実施します。この場合、特別な事情がない限り弁論期日は1回に限定されます。
  - ②従って、当事者双方は、主張と証拠を裁判部が指定した期日まで一括して提出しなければなりません。もし、この期日を守らず訴訟を遅延させるものと認められた際には、それ以上主張と証拠が提出できないなどの不利益を被るおそれがあります。ご留意下さい。
  - ③弁論期日又は弁論準備期日の変更申請は、事案が複雑・難解であるため弁論準備や証拠収集に時間がかかるなど、特別な事情がある場合でなければお控え下さい。やむを得ず、期日変更申請をする場合は、その事由を明確に記載し、できるだけ相手方と協議した希望期日を表示して下さい。
- ※ 特許法院では「特許法院審決取消訴訟の審理マニュアル」を定めています。具体的な内容はホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)をご参照下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI.書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V.証拠の申請」及び「VI.書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

[添付 4]

## 外国語弁論申請書

○ 事件番号:

○ 提出者:

○ 外国語弁論許可申請の事由<sup>2)</sup>

当事者が外国人である事件

主な証拠調査が外国語で行われる必要がある事件

その他、これに準ずる国際的関連性のある事件

○ 許可申請の外国語<sup>3)</sup>:

---

2) 以下の事由のうち、該当する項目に表示し、各項目に関する具体的な事由を記載します。

3) 現在許可される外国語は英語に限ります。

2018. ○. ○  
原告/被告 ○○○

[添付 5]

## 外国語弁論申請に関する意見書

- 事件番号 :
  
- 提出者 :
  
- 外国語弁論申請についての意見<sup>4)</sup>
  - 同意する
  - 同意しない

2018. ○. ○.  
原告/被告 ○○○

---

4) 以下のうち該当する項目に表示します。

[添付6]

## 外国語弁論申請(同意)撤回書

○ 事件番号 :

○ 提出者 :

上記の事件に関する外国語弁論の申請(同意)を撤回します。

2018. ○. ○.

原告/被告 ○○○

[添付7]

## 特許法院

### 第〇部

#### 弁論準備命令(要約争点整理書面の提出)

事件 2018ホ〇〇〇〇 登録無効(特)  
[原告株式会社〇〇〇/被告〇〇〇]

同事件の第1回弁論期日を2018. 〇. 〇. 〇〇 : 〇〇、特許法院〇〇〇号法廷に指定しました。  
訴訟関係を明瞭化するため、原告と被告は、2018. 〇. 〇〇. までに別紙の要約争点整理書面の作成要領に従って要約争点整理書面を提出して下さい。

2018. 〇. 〇.

裁判長 判事

<別紙>

## 要約争点整理書面

○ 事件番号 :

○ 提出者 :

I. 原告の審決取消事由の要旨

II. 争いのない事項

III. 争点整理表

争点	争点に関する当事者の主張及び証拠

IV. 提出書証(電子文書)のうち、主な弁論内容に関する部分の証拠説明

番号	書証明	作成日	作成者	要旨及び立証趣旨

V. 争点に関する当事者の追加提出証拠

証拠方法	立証趣旨

VI. 相手方の提出書証に対する認否意見

VII. 相手方に対する釈明事項

## VIII. 訴訟進行に関する意見

### ※要約争点整理書面の作成要領

要約争点処理書面は、裁判の円滑な進行と忠実な審理を図るために活用されます。原告及び被告は、下記の作成要領を参考にして1~2ページの範囲内で作成・提出して下さい。特許法院では「特許法院審決取消訴訟の審理マニュアル」を定めています。具体的な内容はホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)をご参照下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。要約争点整理書面は上記の審理マニュアルの「VI.書類の作成」を参考にして作成して下さい。

1. 「原告の審決取消事由の要旨」の欄には、原告が主張する審決の具体的な違法事項を簡略に記載し、その事項が数件に上る場合は、項目を分けて記載すること。

例えば、審決が進歩性の有無について判断した場合、「審決が進歩性の有無について誤判した」と抽象的に記載せず、審決が進歩性の有無を判断するなかで具体的にどのような誤判をしたのかを記載し、審決が商標の類似性について判断した場合には、「審決が商標の類似性について誤判した」と抽象的に記載せず、審決が商標の類似性を判断するなかで具体的にどのような誤判をしたのかを記載すること。

[例示1]審決が同事件の特許発明の請求項1(以下、「請求項1」)の進歩性の有無を判断するなかで、例えば、①先行技術の構成1を「A1」と理解すべきところを「A2」と誤解してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、②請求項1の構成1を「B1」と理解すべきところを「B2」と誤解してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、③請求項1の構成2と先行技術の構成2が相違しているにもかかわらず、一致していると誤認してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、④請求項1の構成3と先行技術の構成3が同一であるにもかかわらず、相違していると誤認してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、⑤請求項1の構成3と先行技術の構成3の相違点をPであると把握すべきところをKであると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、⑥先行発明が出願前に公知公用であったにもかかわらず、そうでないと誤認してしまい結論に影響を及ぼした違法がある。

[例示2]審決が商標の類似性を判断するなかで、例えば、①商標の構成のうち「A」部分が識別力がないにもかかわらず、識別力があると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、②同事件の登録商標は、その構成「A」部分として分離観察できないにもかかわらず、分離観察した誤判により、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、③同事件の登録商標は呼称(又は外観、観念)と先登録商標の呼称(又は外観、観念)が類似していないにもかかわらず、類似していると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、④先登録商標の指定商品Aと同事件の登録商標の指定商品Kは類似していないにもかかわらず、類似していると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある。

2. 「争点」とは、当事者間で争いのある事項、つまり、事実上又は法律上の争点を意味するため、原告及び被告は訴状、答弁書、準備書面とそこに添付されている証拠資料などを検討した後、当事者間で争いのない事項と争いのある事項を抽出し「当事者間で争いのない事項」及び「争点」の欄に記載する(争点が多い場合は、表を追加する)。

[争いのない事項の例示]①審決において訂正が適法であると判断した部分は争わない、②審決において請求項1の構成のうち構成1が先行技術に表れている、又はそれから容易に導出できると判断した部分は争わない、③審決において請求項2~5の限定された構成が先行技術に表れている、又はそれから容易に導出できると判断した部分は争わない。

[争点の例示1]①先行技術の構成1を「A1」と理解すべきであるか、「A2」と理解すべきであるかの判断、②請求項1の構成1を「B1」と理解すべきであるか、「B2」と理解すべきであるかの判断、③請求項1の構成2と先行技術の構成2が相違しているか否かの判断、④請求項1の構成3と先行技術の構成3の相違点をPであると把握すべきか、Kであると把握すべきかの判断、⑤請求項1と先行技術の相違点は、通常の技術者が容易に克服できる程度に該当するか否かの判断、⑥先行発明が出願前に公知公用されているか否かの判断など

[争点の例示2]①商標の構成のうち「A」部分に識別力があるか否かの判断、②同事件の登録商標が構成「A」部分として分離観察できるか否かの判断、③同事件の登録商標の呼称と先登録商標の呼称が類似しているか否かの判断、④先登録商標の指定商品Aと同事件の登録商標の指定商品Kが類似しているか否かの判断

3. 「争点に関する当事者の主張及び証拠」の欄には、争点に関する当事者の主張を簡略に記載し、これを裏付ける証拠を記載する。この項目においては、詳細な論拠を記載する必要はなく、当事者が主張する事項の概要のみを簡略に記載する。
4. 「提出書証(電子文書)のうち、主な弁論内容に関する部分の証拠説明」の欄には、書証番号、書証名、作成日、作成者、要旨及び立証趣旨などを記載する。ただし、便宜上別途の書面(証拠説明書)にて提出することができる。
5. 「争点に関する当事者の追加提出証拠」の欄には、既に提出された証拠以外に追加で提出する証拠の有無を明らかにし、もし、追加で提出する証拠がある場合には、その証拠方法及び立証趣旨を記載しなければならない。追加提出証拠方法については、証拠申請書を別途の書面にて提出しなければ、適法な証拠申請として認められないという点に留意する必要がある。さらに、最初期日に全ての証拠調査を実施するため、要約争点整理書面を提出する際に追加提出証拠の提出も完了しなければならない。
6. 「相手方の提出書証に対する認否の意見」の欄には、文書の成立を認める場合には成立認定、成立を争う文書に対しては否認、分からない文書については不知と記載する。＊成立とは、文書作成者の意思により作成されたもので、偽造・変造されたものでないことを意味する。
7. 「相手方に対する釈明事項」の欄には、相手方に対し釈明を求める事項を記載する。
8. 「訴訟の進行に関する意見」の欄には、期日進行に関する当事者の意見を記載する。

※ その他事項

1. 弁論の進行順序及び時間：書面及び証拠の確認、原告の審決取消事由及び争点のまとめ、争点に関する当事者の弁論(それぞれ20分以内)、質疑応答、補充弁論の順に進められるが、事案によって進行の順序や時間は変更される場合がある。
2. 弁論方法：要約争点整理書面に記載された内容に基づいて争点に関する当事者の主張と証拠を中心に弁論しなければならない、必要とされる場合は、PT資料を活用した弁論を行ってもいいが、PT資料は裁判部で指定した期限までに提出しなければならない。図面、図表、対比表、証拠などを法廷のスクリーンに現出させたまま弁論したり、証拠の説明又は証拠の弾劾などをする方法により弁論することが望ましい。
3. 当事者の主張及び証拠が複雑に絡み合っていて弁論に時間を要する、又は進行の順序を変更する必要がある場合には、予め裁判部にその事情及び予想弁論時間などを知らせると、裁判部で参考とする(終)。

[添付8]

## 特許法院 第○部 弁論準備命令

事件 2018ホ○○○○登録無効(特)  
[原告株式会社○○○/被告○○○]

同事件の第1回弁論期日を2018. ○. ○. ○○：○○、特許法院○○○号法廷に指定しました。当事者の主張を明確にし、忠実な審理に向けて原告と被告の訴訟代理人に下記の事項に対する準備を命じます。

### 記

1. 原告と被告は2018. ○. ○. までに全ての主張及びそれに関する主な証拠を提出・申請しなければなりません。
2. 証人申請、鑑定申請など時間を要する証拠の申請は、2018. ○. ○. までに書面にて申請しなければなりません。
3. 留意事項
  - イ. 弁論期日の変更申請、主張及び証拠の提出・申請期限の延長申請は、期限を迎える1週間までに正当な事由を疎明し、書面にて申請しなければなりません。
  - ロ. 主張及び証拠の提出・申請期限の後、主張を追加・変更(例えば、新規性・進歩性に関する主張において主な先行発明を変更する、若しくは先行発明及びその結合関係を追加・変更するなど)したり、新しい証拠を申請するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものでないことを疎明しなければなりません。そのような事由が疎明されなかった場合、当該の主張、証拠申請は民事訴訟法第149条により却下

される場合があります。

- ハ. 弁論期日には特別な事情がない限り、原告、被告の順でそれぞれ20分以内の範囲で口頭弁論の時間が許容されます。口頭弁論のための弁論資料などは弁論期日の2勤務日前までに提出しなければなりません。
- 二. 弁論期日には、必要とされる場合、事件と直接的に関わっている製品や模型、関連技術の理解に役立つ画像や動画の資料などを示して下さい。
- ホ. 特許法院においては「特許法院審決取消訴訟の審理マニュアル」を定めています。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI. 書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V. 証拠の申請」及び「VI. 書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付9]

特 許 法 院  
第 〇 部  
事件管理ウェブ会議の準備命令

事件 2018ホ〇〇〇〇 登録無効(特)  
[原告株式会社〇〇〇/被告〇〇〇]

当事者の主張を明確にし、忠実な審理に向けて原告と被告の訴訟代理人に下記の事項に関する準備を命じます。

下 記

1. 事件管理ウェブ会議の日程

同事件に関する事件管理ウェブ会議を2018. 〇. 〇. 〇〇 : 〇〇にビデオ通話(スカイプ、skype)の方法で行います1。当事者及び関係人は、会議の開始5分前までにスカイプ(skype)にアクセスし、ビデオ及びスピーカー、マイクの点検を済ませて下さい。

2. 事件管理ウェブ会議の内容

事件管理ウェブ会議においては、以下の内容及び日程について協議します。その後の訴訟手続きは、協議された内容及び日程に従って進められるため、予め主張及び申請する証拠を準備して下さい(民事訴訟法第147条を参照)。効率的な会議の進行に向け、相手方の代理人と以下の事項について予め協議して下さい。

- イ. 弁論期日の日付及び回数、各期日別進行状況
- ロ. 主張及び証拠の提出期限(総合準備書面、専門家陳述書の提出期限、準備書面の提出回数及び分量を含む)
- ハ. 検証・鑑定や専門家証人など時間を要する証拠方法の申請有無及び期限
- ニ. 専門審理委員の指定有無
- ホ. 当事者による技術説明会議の実施有無
- ヘ. 請求項解釈に関する審理を先行して行うか否かの判断
- ト. 訂正審判又は訂正請求がある場合の進行方策
- チ. 無効、権利範囲の確認、侵害訴訟など、関連事件が継続中の場合、併行審理を行うか否かの判断
- リ. 争点の確認及び整理

### 3. 留意事項

- イ. 円滑な訴訟手続きの進行に向け、同事件において争う事実関係及び法的争点をウェブ会議期日の7日前までに提出して下さい。特に請求項の解釈について争いがある場合、当該請求項、用語(句、節を含む)などを特定し、それについて主張する解釈を提出します。
- ロ. 事件管理ウェブ会議の結果、別途で発令される準備命令において主張及び証拠の提出期限を定めた場合、その期限に違反して主張及び証拠を提出する当事者は、正当な理由により上記の期間内に提出できなかったことを疎明しなければならず、正当な理由が疎明されなかった主張及び証拠は、民事訴訟法第147条第2項、第149条により却下される可能性があります。
- ハ. 特許発明の無効事由に関する主張は、以下の事項を含めなければならず、最終期限後に以下の事項に関する主張を追加・変更するためには正当な事由があることを疎明しなければなりません。
  - ①通常の技術者の技術水準(学歴、資格、従事分野及び期間など)
  - ②先行発明：主な先行発明の追加・変更や複数の先行発明の結合において具体的な結合関係が異なる場合
- ニ. 特許法院においては「特許法院審決取消訴訟の訴訟手続きガイド」を定めています。

具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI. 書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V. 証拠の申請」及び「VI. 書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付10]

特 許 法 院  
第 〇 部  
手 続 き に 関 す る 準 備 命 令

事件 2018ホ〇〇〇〇 登録無効(特)  
[原告〇〇〇/被告〇〇〇]

以上の事件について、2018. 〇. 〇. の事件管理ウェブ会議において当事者が協議した内容に基づいて主張及び証拠方法の提出期限と弁論期日などを下記のとおり指定します。

記

1. 原告の総合準備書面の提出期限は、2018. 〇. 〇. まで、被告の総合準備書面の提出期限は、2016. 〇. 〇. までにします。
2. 前項の総合準備書面には争点に関する全ての主張を記載し、それに関する主な証拠を提出しなければなりません。総合準備書面の提出後に主張を追加・変更(例えば、新規性・進歩性に関する主張において主な先行発明を変更する、若しくは先行発明及びその結合関係を追加・変更するなど)したり、新しい証拠を申請するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものでないことを疎明しなければならないいけません。そのような事由が疎明されなかった場合、当該の主張、証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。
3. 第1回弁論期日は、2018. 〇. 〇. 〇〇 : 〇〇、特許法院〇〇〇号法廷にて進行します。
  - イ. 第1回弁論期日に議論する争点は、…です(例：特許第〇〇号特許のうち請求範囲第1項発明の進歩性を認めるか否かの判断)。

- ロ. 弁論期日には原告、被告の順でそれぞれ20分間口頭弁論が予定されています。
- ハ. 口頭弁論のための弁論資料などは、弁論期日の2勤務日前までに提出しなければなりません。
4. 争点に関する専門家証人の申請期限は、2018. ○. ○. までとします。専門家証人の申請書には、専門家証人の専門性と客観性が確認できる専門家証人の基本事項確認書[添付13参照]を添付しなければなりません。※専門家証人が採択され、第1回弁論期日に証人尋問を同時に行う必要がある場合、原告・被告の協議の下、第1回弁論期日を変更することができます。

※ 特許法院では「審決取消訴訟の訴訟手続きガイド」を定めています。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI. 書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V. 証拠の申請」及び「VI. 書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付11]

特許法院  
第○部  
準備命令(ウェブ会議)

事件 2018ホ○○○○登録無効(特)  
[原告○○○/被告○○○]

当事者の主張を明確にし、忠実な審理に向けて原告と被告の訴訟代理人に下記の事項に関する準備を命じます。

記

1. ウェブ会議の日程

証拠調査の日程などの協議に向けたウェブ会議を2018. ○. ○. ○○：○○にビデオ通話(スカイプ、skype)の方法で行います2。当事者及び関係者は、会議の開始5分前までにスカイプ(skype)にアクセスし、ビデオ及びスピーカー、マイクの点検を済ませて下さい。

2. ウェブ会議の内容

イ. ウェブ会議においては、以下の事項について協議する予定です。効率的な会議の進行に向け、相手方又は相手方の代理人と以下の事項について予め協議して下さい。

- ① 専門家証人、鑑定、検証など、時日を要する証拠を申請するか否かの判断と期限
- ② その他の主張及び証拠申請の提出期限
- ③ 鑑定進行のために確定しなければならない前提事実及びそのための必要資料の提出方策

#### ④ 専門家証人、鑑定人又はの検証人の選定

### 3. 留意事項

- イ. 主張及び証拠の提出期限後に主張を追加・変更したり、追加・変更された主張に関する証拠を提出するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものでないことを疎明しなければならないいけません。そのような事由が疎明されなかった場合、当該の主張、証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。
- ロ. 特許法院では「特許法院審決取消訴訟の訴訟手続きガイド」を定めています。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速かつ効率的であり、忠実な裁判の進行のために上記のマニュアルを熟知した上、その内容に従って下さい。特に、準備書面の分量は民事訴訟規則により、原則として30ページを超えられません。準備書面は上記の審理マニュアルの「VI. 書類の作成」を参考にして作成し、証拠申請は「V. 証拠の申請」及び「VI. 書証の提出」を参考にして申請して下さい。上記の事項を遵守せずに提出された主張や証拠申請は民事訴訟法第149条により却下される場合があります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付12]

### 専門家証人の基本事項確認書

身元 情報	氏名		生年月日	
	住所			

中立性				
1	原告・被告(会社の場合、代表理事及び役職員、以下同様)と親族関係にありますか？	はい	いいえ	
2	原告・被告と債権・債務関係にありますか？	はい	いいえ	
3	原告・被告と業務を共にするか、又は契約関係、雇用関係、その他これに準じる関係にある、若しくは過去にありましたか？	はい	いいえ	
4	原告・被告が関与した訴訟又は同事件の特許・製品などに関する訴訟において証人として証言したことがありますか？	はい	いいえ	
5	本件の訴訟について原告・被告に諮問したことがありますか？	はい	いいえ	

専門性	
1	証人の専門分野を具体的に記載して下さい。
2	<p>専門分野について、(1)現在及び過去の職業(在職期間、職位、担当業務を含む)を示し、(2)学位/資格、論文/報告書、その他専門性を確認できる資料があれば、その内容を具体的に記載して下さい。</p> <p>※ 以下の記載欄が足りない場合、別紙として添付可能</p>

--	--

**専門家証人の業務**

専門家証人は、当事者の一方に偏ることなく事実と専門知識とに基づいて陳述しなければなりません。専門家証人は、当該分野の専門家として客観的に検証されており、当該分野において広く認められている事実/理論に基づいて陳述しなければならず、本人の主観的な理論/解釈に基づいて陳述してはなりません。

以上の記載事項は、全て事実であることを陳述します。

日付                    20 . . . . .  
署名

[添付13]

特許法院  
第○部  
弁論準備命令(専門家証人)

事件 2018ホ○○○○ 登録無効(特)  
[原告○○○/被告○○○]

2018. ○. ○. ○○ : ○○の弁論期日における専門家証人に対する証人尋問について、忠実な審理を行うため、原告と被告の訴訟代理人に下記の事項について準備を命じます。

記

1. 専門家証人の証人陳述書などの提出
  - イ. 原告は、2018. ○. ○. までに専門家証人の証人陳述書及び証人尋問事項を提出しなければなりません。主尋問は、専門家証人陳述書の範囲内で行わなければなりません。
  - ロ. 証人に対して主尋問において提示する、又は引用する全ての資料(関連先行技術、翻訳文、実物の写真、参考資料を含む)は、2018. ○. ○. までに証拠として提出される必要があります。
2. 専門家証人に対する主尋問と反対尋問は、それぞれ20分以内に制限します。
3. 各当事者は、主尋問と反対尋問のために通訳と同行することができます。通訳と同行できない場合、2018. ○. ○. までに裁判部にその内容について知らせ、通訳指定申請をしなければなりません(ただし、国際事件において専門家証人が許可された外国語で証言する場合、当事者は通訳を同行する必要はありません)。
4. 専門家証人の証言の信ぴょう性を弾劾する主張及び証拠は2018. ○. ○. までに提出しなければなりません。

2018. ○. ○.

裁判長 判事